

# 米原市自治基本条例

## 自治基本条例とは

この条例は、市民が、自主および自立の理念のもと、いつまでもこのまちに安心して住み、働き、学び続けることができるような魅力あるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めた条例で、本市まちづくりの理念を定めた最高規範としています。

また、この条例の目的を達成するために、条例全体に係る重要な事項・まちづくりの全てに通じるものとして、次に示す5つのまちづくりの基本原則を規定しており、市では、これらを踏まえた条例や規則の制定、事業執行を進めています。

## 5つのまちづくりの基本原則

### ●市民主権

まちづくりの主役は市民。本条例の第3条第2項には、市民はまちづくりの主役であり、参加、参画、および協働により、まちづくりを担うことができるものとして規定しています。

### ●役割分担および協働

まちづくりの関係者は、自立した考え・活動の下に相互を補い合い・協力し合っ  
て対等な立場でまちづくりを推進することとしています。また、同時に持続的なまち  
づくりを行うために、地域全体で実施できる環境づくりと人材の育成も必要としてい  
ます。

### ●持続的発展

次の世代に対して責任を持つことが持続的発展であるという意見から、環境・経済・  
社会的な繋がりという資源を子や孫たちが享受（きょうじゅ）できる地域づくりを必要  
としています。

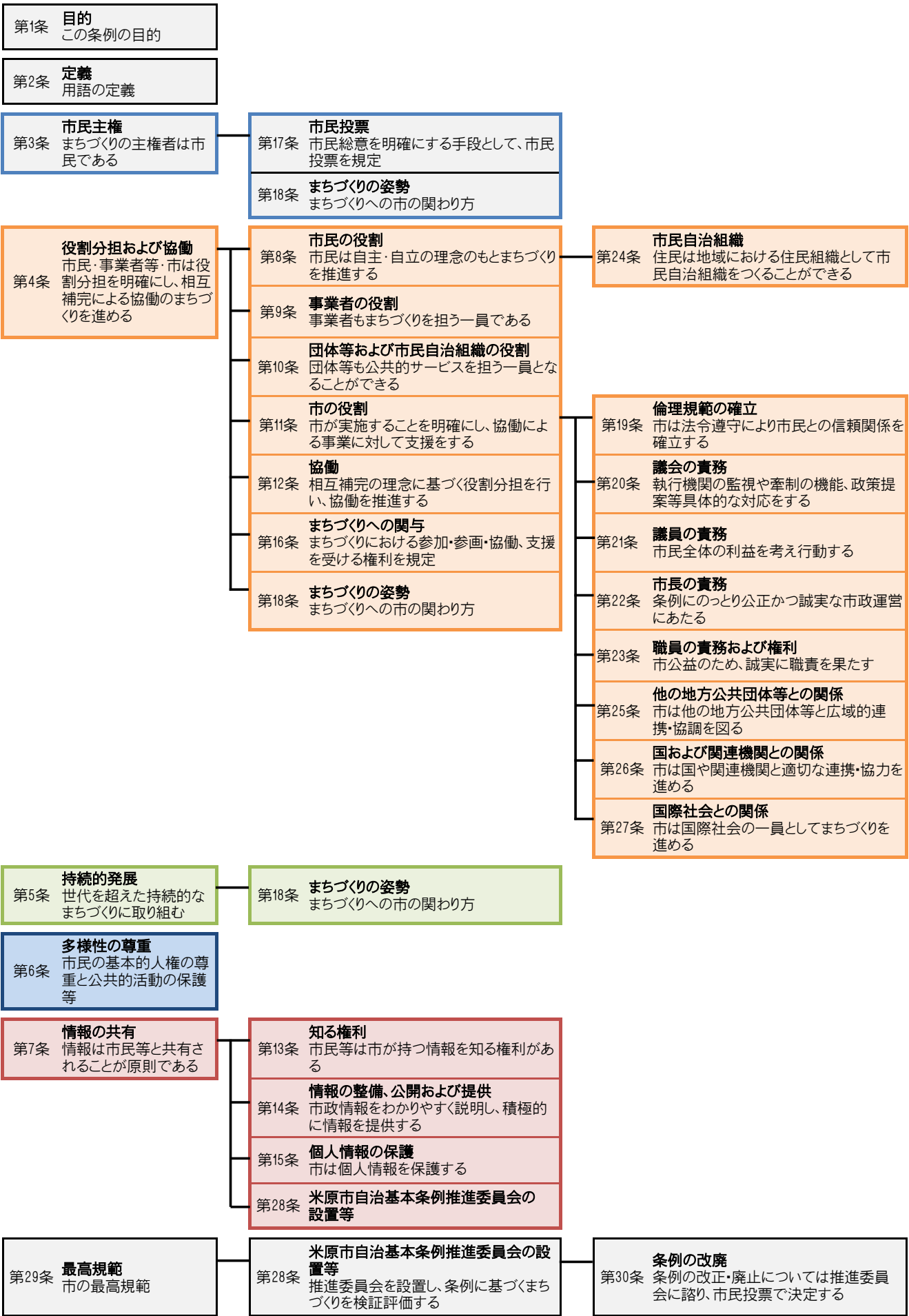
### ●多様性の尊重

米原市のまちづくりは、自分たちと違うものを排除・敬遠するのではなく、他者を  
認め合い・共存することにより、多様で自主性を尊重した形で進めることとしていま  
す。

### ●情報の共有

協働のまちづくりを進めるためには、情報は欠くことのできない資源です。情報は  
活用されることが重要であり、この条例では情報の提供や公開だけでなく、情報の共  
有として位置付けています。

(参考)米原市自治基本条例の体系



# 推進委員会の役割

## 自治基本条例推進委員会の役割とは【自治基本条例第 28 条】

この条例を実効性のあるものとするため、条例に基づく活動等を検証評価する組織として推進委員会を設置しています。

推進委員会では、定期的に運営状況の検証評価等を行う他、自主的に調査することができることとしています。

これまでは、年数回、委員会を開催し、各任期の推進委員会から市長に宛てた意見書・提案書等を頂いています。

○条例に基づく政策の制度化

○事業の改善

○まちづくり体制の整備など

条例の運用に係る意見聴取等による自主調査

○定期的な運営状況の

検証評価

○改善点の指摘

条例の改正、廃止に関する諮問に対して審議

条例の軽微な変更

意見書、  
答申等の  
提出

## これまでの開催実績

**第 1 期** 平成 19 年 8 月 28 日～平成 21 年 8 月 27 日（全 9 回開催）

・委員数 12 名（会長：富野 暉一郎 氏）

・意見書 平成 20 年 10 月 20 日提出

**第 2 期** 平成 21 年 9 月 18 日～平成 23 年 8 月 31 日（全 6 回開催）

・委員数 10 名（会長：富野 暉一郎 氏）

・意見書 平成 22 年 6 月 1 日(1 回目)、平成 23 年 5 月 1 日（2 回目）提出

**第 3 期** 平成 23 年 9 月 29 日～平成 25 年 9 月 28 日（全 5 回開催）

・委員数 12 名（会長：今川 晃 氏）

・意見書 平成 25 年 6 月 11 日 提出

**第 4 期** 平成 25 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日（全 8 回開催）

・委員数 11 名（会長：今川 晃 氏）

・意見書 平成 25 年 6 月 11 日 提出

**第 5 期** 平成 27 年 11 月 20 日～平成 29 年 11 月 19 日（全 6 回開催）

・委員数 9 名（代表：今川 晃 氏、大石 尚子 氏）

・意見書 平成 29 年 10 月 31 日 提出

**第 6 期** 平成 30 年 2 月 9 日～令和 2 年 2 月 8 日（全 4 回開催）

・委員数 10 名（会長：白石 克孝 氏）

・意見書提出は第 7 期へ引き継ぐ。

## 第7期自治基本条例推進委員会の役割について

- (1) 第6期推進委員会で議論してきたテーマを引き継ぎ、意見書としてまとめ、市へ提出する。
- (2) 自治基本条例に基づく政策の制度化、事業の改善およびまちづくりの体制の整備等について検証評価等を行う。

### ●第7期自治基本条例推進委員会スケジュール（予定含む。）

【令和2年度】 令和2年11月24日：第1回推進委員会  
令和3年2月頃      ：第2回推進委員会の開催  
令和3年3月       ：市へ意見書を提出

【令和3年度】 上半期：第3回推進委員会  
              下半期：第4回推進委員会

# 米原市自治基本条例について



## 1. 自治基本条例とは？

- ・この条例は、市のまちづくりの基本的な方向性を示す**理念条例**であり、具体的な規制や制限があるわけではありません。
- ・世代を超えて住み続けられる魅力あるまちづくりを推進するための基本的な事項が定められています。
- ・自治基本条例を守り育てることが、まちづくりを推進することに繋がるとしています。

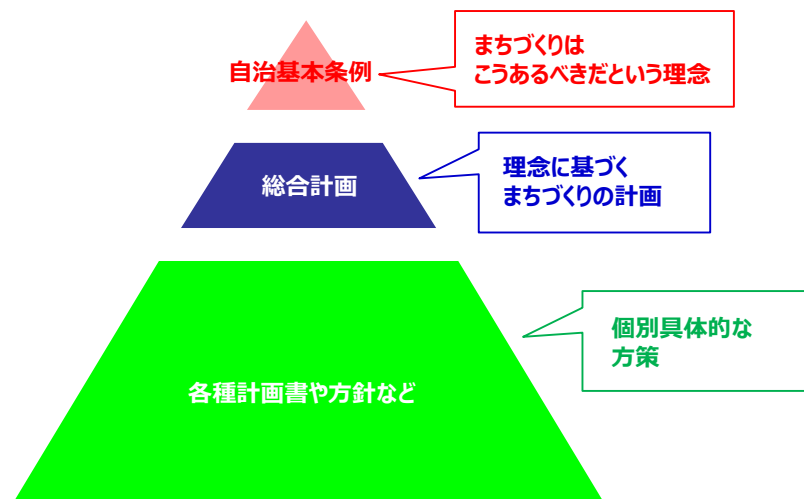
平成18年7月1日公布  
平成18年9月1日施行



まちづくりの理念としての

**最高規範**

# 1. 自治基本条例とは？



# 2. 米原市自治基本条例制定までの経緯

## どうして自治基本条例が必要なのか

「地域のことは地域で決める」

そのためにはしっかりとした基盤・骨組みを持ち、まちづくりを進めていくことが求められはじめました。

## なぜ条例づくりをスタートさせたのか

新しく誕生したまちだからこそ、50年、100年先まで見据えたしっかりとした方向性（理念）が必要であり、米原市のまちづくりのルールを整備することが必要と考えられました。

## 2. 米原市自治基本条例制定までの経緯

### 市民の皆さんがつくった条例

2005年（平成17年）5月に有識者、市民、市職員からなる「**新・米原市のまちづくり基本条例をつくる会**」が発足され、本音の議論が繰り返されました。

通常は条例案を市役所で検討し、市民の皆さんの御意見をいただき、議会に諮って条例制定を行いますが、自治基本条例は、**条例づくりのスタートから市民の皆さんに検討をいただき、条例の骨子として答申をいただきました。**

## 3. ①米原市自治基本条例の構成

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 まちづくりの基本原則（第3条－第7条）

第3章 まちづくりの役割分担および協働（第8条－第12条）

第4章 市政情報の管理および運用（第13条－第15条）

第5章 市民ならびに事業者等の権利および責務（第16条・第17条）

第6章 市の責務（第18条－第23条）

第7章 地域自治活動（第24条）

第8章 他の公共機関との関係（第25条－第27条）

第9章 米原市自治基本条例推進委員会（第28条）

第10章 最高規範（第29条）

第11章 条例の改廃（第30条）

### 3.①自治基本条例の前文

米原市は、伊吹山・霊仙山、姉川・天野川そして琵琶湖をめぐる坂田郡四町が2005年に合併して生まれた市です。ホタルが飛び交い、梅花藻が咲き、豊かな湧水が潤す中、人々は自然と共生しながらその営みを続けてきました。それとともに、この地域は、古代から人やモノや情報の結び目として日本の歴史に深く関わり、東西文化の接点としてこの地域独自の文化を生み出してきました。また、人々は深い信仰心をもち助け合いながらこの地に愛着をもって住み続け、その歴史は現代におけるこの地域の文化や社会生活のあり方に深く関わっています。

合併によって、私たちは新しい力を手に入れました。それまでの個々のまちづくりを統合することで、恵まれたさまざまな地域環境を活かした新しいまちづくりをすすめる条件が整ったのです。

私たちは、地域や人々の多様性を尊重し、環境を守りつつ、歴史や文化やモノの流れの結び目としてのこの地域の役割を、国際社会に広げつつ、さらに輝かしく発展させていきます。また、市民と事業者等および市の役割分担のもとに、豊かな人間性を持った人々を育み、情報の共有と協働によってこのまちをさらに充実させるために、総力を挙げて取り組んでいきます。

市民が、自主および自立の理念のもと、いつまでもこのまちに安心して住み、働き、学び続けることができるよう、ここに米原市自治基本条例を制定します。

### 3.②まちづくりの基本原則

#### ■自治基本条例の原則

まちづくりの主役は市民です。

行政からの一方的な情報だけでなく、市民が持つ情報も共有します。

米原市に関わる全ての人々が、それぞれの役割と責任を果たし、お互いに協力してまちづくりを進めます。





## 市民主権（第3条）

住民は米原市の主権者であり、市は市民の信託により都市経営に対し執行責任を負う。

市民はまちづくりの**主役**であり、参加、参画、および協働により、まちづくりを担うことができるものとする。



**まちづくりの主役は市民、  
市は市民のためのまちづくりを！  
主権者である市民は、  
地域の将来は自分たちが決め、そして実践へ！**



まちづくり人財ノ森集会の様子

## 役割分担および協働（第4条）

市民、事業者等および市は、まちづくりにおける**役割分担を明確**にし、相互補完および連携によって**協働のまちづくりを推進**するとともに、地域全体の意識の向上および人材育成に努めなければならない。



協働事業からスタートし、市を代表するイベントになった里おこしイベント「伊吹の天窓」

**より良いまちづくりを進めるために  
同じ目的を持つ者同士がそれぞれの強みを活かし、  
お互いに不足するところを補い合い、協力・連携することが必要です。**

## 持続的発展（第5条）

まちづくりに関する諸活動は、世代を超えた地域全体の公益を  
増進させるため、**持続的な発展に寄与するものでなければならない。**



空家の増加による様々な地域課題を解決するため、  
『まいばら空家対策研究会』と連携し、空家の有効  
活用と移住希望者とのマッチングを行っています。

※令和2年8月、空家登録された物件が宿泊施設  
として生まれ変わりました。  
・宿泊施設「そよも」(米原市甲津原)



**50年・100年後も住みたいと思えるまちづくりに取り組みます。**

## 多様性の尊重（第6条）

すべての市民は、人として尊ばれ、不当な差別から守られる権利を有する。  
米原市におけるまちづくりは、**文化的、歴史的、地理的および環境的多様性  
に配慮し、市民活動および社会の自主性を尊重したものでなければならない。**

地域創造支援事業（H20～）



■こども食堂



■伊吹のお田植え祭



■入江干拓マラソン

**違いは豊かさです。それぞれ地域の特徴を活かし  
互いに認め合いながら米原市らしさをつくっていきましょう！**

## 情報の共有（第7条）

まちづくりに関する情報は、米原市の公共的財産であり、**市民、事業者等および市において共有されることを原則とする。**

地域担当職員制度（H25～）



■地域と市が地域の情報や課題を共有し、相互の理解と連携を深める取組

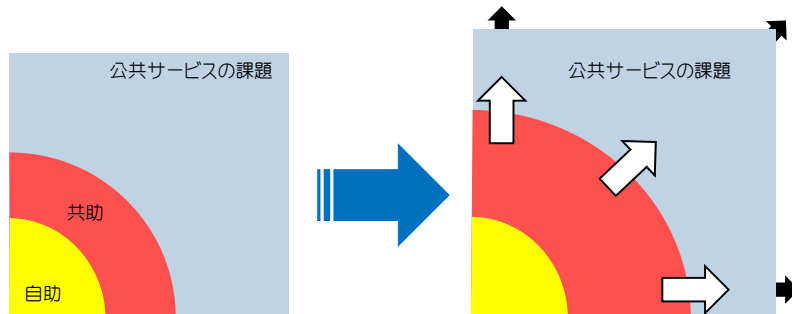
市職員が地域の一員となって、自治会の皆さんと地域課題の解決に取り組んでいます。



行政からの一方的な情報だけではなく、**市民が持つ情報も共有しあい、協働のまちづくりに生かします。**

## 自治基本条例のめざすまちづくり

### 協働による共助の拡大



多様化するニーズや課題に対応するためには、市民の皆さんと市役所が互いに協力し合い、『共助』を拡大することが重要となります。条例では「協働」という言葉でその姿勢を示しています。

## 実行性のある条例とするために

- ◆理念条例をどのように具現化するの？
- ◆市民がつくった条例なのに、市役所だけでまちづくりを進めていくの？

市民や市民活動団体からなる

**条例推進委員会の設置**



### 3.③ 条例推進委員会の役割

#### 第28条で自治基本条例推進委員会の設置等について規定

- ◆条例を実効性のあるものとするため、条例に基づく活動や事業などを検証や評価
- ◆条例に基づいた政策の制度化や既存の取組に対する改善点などを議論し、市長に対して意見書として提出
- ◆条例の改正や廃止等に関する審議

## 3.③条例推進委員会の役割

平成19年4月1日設置

- ・この条例を実効性のあるものとするため、条例に基づく活動等を検証評価する組織
- ・推進委員会は、定期的に運営状況の検証評価等を行う他、自主的に調査することができる。
- ・年数回、委員会を開催し、各任期の推進委員会から市長に宛てた意見書・提案書等を提出

- 条例に基づく政策の制度化、
- 事業の改善、
- まちづくり体制の整備など、
- 定期的な運営状況の検証評価、
- 改善点の指摘、
- 条例の運用に係る意見聴取等による自主調査、
- 条例の改正、廃止に関する諮問に対して審議、
- 条例の軽微な変更、

意見書、  
答申等の  
提出

### ■推進委員会の設置経過

第1期	平成19年8月28日～平成21年8月27日（全9回開催）
第2期	平成21年9月18日～平成23年8月31日（全6回開催）
第3期	平成23年9月29日～平成25年9月28日（全5回開催）
第4期	平成25年10月1日～平成27年9月30日（全8回開催）
第5期	平成27年11月20日～平成29年11月19日（全6回開催）
第6期	平成30年2月9日～令和2年2月8日（全4回開催）

## 3.③条例推進委員会の役割

### 自治基本条例推進委員会

<推進委員会規則抜粋> 赤字は第7期推進委員会の構成

第2条 推進委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 公募による市民 ⇒ 1人
- (2) 条例第2条第3号に掲げる事業者等(以下「事業者等」という。) ⇒ 事業者、市民活動団体から7人
- (3) 識見を有する者 ⇒ 大学教授等2人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

### 3.③ 条例推進委員会 第1期提言

市民が主役として参加・参画・協働していくために現状ではどのような課題があるか



提言

- ① 計画段階からの情報共有の推進
- ② 協働の実現に向けた基盤整備
- ③ 地域社会の持続的発展のための縦割りを越えた分野横断的志向の確立
- ④ 協働指針・市民版総合計画の策定
- ⑤ 市民の自主性を育むための補助金の見直しと奨励制度の整備
- ⑥ 協働型社会に向けた市民・事業者等・市の意識改革の推進



### 提言に基づき実施されたもの（取組）

#### 職員ワーキングチームによる推進

推進委員会からの提言を受け、平成20年度から、職員による「自治基本条例推進検討チーム」を設置し、提言の具現化に向けて横断的なワーキングチームで検討をしています。

また、職員の自治基本条例への意識向上のための研修に位置付け、ワーキングを行っています。

#### 【これまでの提案】

- ・平成21年度テーマ：職員の意思の向上…「職員の心得」の作成
- ・平成22年度テーマ：協働…協働研修と職員向けに協働推進に関する提案
- ・平成23年度テーマ：情報の共有…具体的な3点の方策を提案
- ・平成24年度テーマ：情報の共有…「情報管理ツールの活用」の作成
- ・平成25年度テーマ：役割分担と協働…職員版「協働の手引き」の作成
- ・平成26年度テーマ：多様性の尊重…検討報告書の作成
- ・平成28年度テーマ：住民投票条例の検証

## 3.③ 条例推進委員会 第2期提言



### 第1期の提言内容を踏まえ、制度化すべきこと

- ①ポイントをおさえた市民目線の情報共有
- ②利害関係者を意識した計画段階からの課題共有と優先順位決定の仕組み
- ③米原市に適した協働の指針づくり
- ④市民相互のお助けネットワークづくりの検討
- ⑤持続的発展のための条例づくり
- ⑥効果的な財政運営を行う上での事業仕分けの実施
- ⑦テーマ性を持った市民提案制度の構築
- ⑧地域創造支援事業の機能の充実
- ⑨市民投票条例制定へ向けての具体的方策の検討

### 男女共同参画の仕組みづくり

- ①多様性の尊重に則った男女共同参画を推進



## 提言に基づき制度化されたもの(取組)

### 協働事業提案制度

平成24年度～

公共的課題を市民と市がそれぞれに持つ知識や経験、情報などを集結し、役割分担して効果的に解決していくための仕組み

#### <効果>

- 「公共サービスの質の向上」、「市の既存事業の見直し」、「協働意識の構築」が図れます。
- 提案団体にとっても、自発的な企画による事業領域の拡大や活動資金の調達、さらに団体活動の周知と認知、他の団体との連携などが期待できます。





## 提言に基づき制度化されたもの（取組）

### 協働事業提案制度による主な事業



(平成26年度)かみにゆー冒険遊び場通信vol.8



(平成26年度)伊吹の天窓2014の様子



(平成25年度)まいばらフリーペーパー「まいスキッ！」



(平成29年度)市民サイクリング団体「マイクリングプロジェクト」のチラシ



## 提言に基づき制度化されたもの（取組）

### 地域担当職員制度

平成25年10月～

市職員が各自治会の担当として、地域課題と向き合い、課題の解決を市民とともに担う制度

地域コミュニティの活性化に向けて、地域と市役所との橋渡し役





### 3.③条例推進委員会 第3期提言



提言

情報の共有について、市の情報の発信の在り方だけでなく、市民の情報の受け取り方、市民間の情報の伝え方を検討

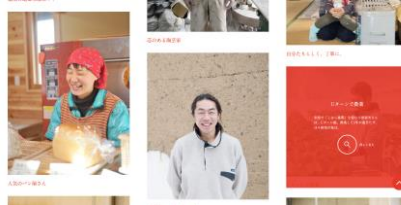
- ①親しみある広報への転換の推進
- ②自治会における広報紙の発行を推進
- ③情報モニターもしくはこれにかわる制度の導入



市民がつくるフリーペーパー「まいスキッ！」  
・米原の旬なヒト・モノ・コトを紹介（H24～29）

びわ湖の素

米原市に住みたくなる



米原市に住みたくなるウェブ！「びわ湖の素 米原」  
移住定住を促進することを目指し、市内の暮らしを若年世帯、女性目線で紹介。



びわ湖の素WEBサイト  
QRコード

### 3.③条例推進委員会 第4期提言



提言

住民投票について、米原市の状況を踏まえた要件や実施事項などについて検討

#### 住民投票条例骨子案



条例タイプ	常設型
年齢要件	18歳以上
国籍要件	日本国籍、特別永住者、3年以上居住外国人
住民発議	投票資格者の1/3署名
議会発議	議員定数の1/2以上の賛成かつ出席議員の過半数の賛成
市長発議	自ら発議
成立・開票要件	投票資格者の1/2を満たしたときに成立し、満たさないとときも開票する。

### 3.③ 条例推進委員会 第5期提言



提言

まちづくりの主役である、市民のまちづくり活動活性化について検討

#### 2 提案内容

いろいろな情報が集まり、新しいネットワークに  
つながるような“活動の拠点【(仮称)まいCOM】”が必要

まいCOM…市の名称や英語で「my（自分の）」を想起させる【まい】と、英語の色々な言葉（コミュニケーション、仲間、来る）に共通する【COM】をつなげた造語



「つながり」…カフェスペースや事務所スペースなど、市民活動に活用しやすくなる設備の提供  
「ひろがり」…講座・研修の開催やコミュニティビジネス化支援など、新たな展開を促すために、知識およびスキルの習得支援  
「多様性と柔軟性」…活動相談や市民意見の把握など、まちづくりのコンシェルジュとして、年齢・規模・分野単位に留まらない連携の推進  
「外部への発信」…マルシェ開催などにより、情報を収集・一元化し、外部へ発信していく力  
という4つのキーワードを基準とした機能を備え、開放的で居心地のよい環境の提供などにより、自由な交流と市民自ら楽しんでネットワークを生みだせるようなイノベーション拠点が必要です。

### 3.③ 条例推進委員会 第6期

#### 議論のテーマ（第7期へ継続）

1. オフライン（対面）でのゆるやかな交流、関わり方について自治会機能、運営の在り方等
2. オンラインでの情報共有の在り方について
3. 職員と地域との関わり方について



### 3.④最高規範(第29条)

この条例は、具体的な規制や制限があるわけではなく、市のまちづくりの基本的な方向性を示す理念条例

まちづくりの理念としての **最高規範** と位置づけ

**自治基本条例を守り育てることが**、まちづくりを推進することに繋がるとしています。

### 3.⑤条例の改廃(第30条)

この条例は、50年後、100年後も見据えて検討されました。

米原市のまちづくりの理念であり、市の方針変更だけで安易に変わってしまうことがないように条例の改正について特別の規定を設けました。



**市民の意向を確認しなければ条例の改正や廃止はできない。**

推進委員会→市民投票→議会→条例改正

# まちづくりの主役は**市民**

